平成２４年（フ）第４７００号
大阪府高槻市西町48番23―102号
債務者　山本　恵一
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７０１号
大阪府高槻市西町48番23―102号
債務者　山本　弥生
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７１４号
大阪市旭区赤川２丁目２番21号　那須アーバンハイツ207
債務者　若松　茂樹
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８６１号
大阪市西区阿波座２丁目２番20号スペース西本町80Ｇ
債務者　河﨑　武彦
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０３６号
大阪市生野区新今里３丁目15番５―803号
債務者　金山茂伸こと　金　　茂伸
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０８９号
大阪府門真市大倉町６番９号アーバンマンション407号
債務者　田村　　実
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１１７号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目16番地　７―202
債務者　森　　邦生
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２０９号
大阪市西成区松３丁目８番６号
債務者　嘉数　道子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２１４号
大阪府吹田市穂波町７番13号
債務者　浦野　悦治
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２１５号
大阪市生野区舎利寺３丁目15番２号
債務者　村上　正秋
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８３号
神戸市垂水区つつじが丘５丁目13番地の14
債務者　草苅アケミ
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２８号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目16番１号パルデ・塚口102号
債務者　コーヒーハウスマスことリーフワンこと　福永　博代
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４４号
兵庫県尼崎市東七松町１丁目４番５号　フィレンツェ302号
債務者　山口　政則
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５６号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目14番８号　ギャラリー武庫川103号、前住所東京都江戸川区東葛西２丁目21番10号　クリーンフィールド東葛西203
債務者　花澤　良太
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６５号
兵庫県尼崎市南竹谷町１丁目24番地の２フェアリーテール303、前住所兵庫県尼崎市稲葉元町３丁目18番36号メゾンブランカ106
債務者　西田みゆき（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７２３号
広島市中区舟入南５丁目２番13号　黒川アパート２Ｆ
債務者　古門　　学
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９２号
広島市安佐北区可部南２丁目７番４―402号
債務者　谷下　恵子（旧姓西林）
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部